

① 幼稚園及び認定こども園で園長・幼稚園教諭としてお勤めの方

幼稚園及び認定こども園で、幼稚園教諭等の教育職員としてお勤めの方は、免許状更新講習の受講義務があります！

教育職員：教育職員免許法第2条第1項に規定する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師をいう。非常勤講師や臨時的任用教員等も含む。

旧免許状(平成21年3月31日までに授与された免許状)所持者

- ・平成21年3月末までに授与された免許状を1つでもお持ちの方は、平成21年4月以降に免許状を授与されたとしても、「旧免許状所持者」の扱いとなります。
- ・原則として、生年月日によって10のグループに割り振られた「修了確認期限」(前ページの表1及び表2)が設定されています。
 - ※昭和30年4月1日以前にお生まれで、栄養教諭免許状をお持ちでない方は、教員免許更新制の対象外となるため、お持ちの免許状は生涯有効となります。
- ・各自の免許状更新講習の受講期間(2年間)中に、大学等で開設される免許状更新講習を30時間(必修領域6時間以上、選択必修領域6時間以上、選択領域18時間以上、合わせて30時間以上)受講します。
- ・各講習ごとに実施される履修認定試験に合格すると、大学から本人へ、修了(履修)証明書が送付されます。
- ・各自で修了証明書(30時間分の履修証明書のセット)を免許管理者(勤務地のある都道府県教育委員会)に提出し、免許状更新講習の受講が修了したことの確認(修了確認)を行うための手続きをします。
- ・免許管理者から本人へ「更新講習修了確認証明書」が送付されたら、全ての手続きが完了です。
- ・「更新講習修了確認証明書」には、次の修了確認期限(10年後)が記載されていますので、大切に保管してください。

① 幼稚園及び認定こども園で園長・幼稚園教諭としてお勤めの方

新免許状(平成21年4月1日以降に初めて授与された免許状)所持者

- ・各自に授与された免許状に、「有効期間の満了の日」が記載されていますので、御確認ください。免許状を紛失等された場合は、免許状を授与された都道府県教育委員会にお問い合わせください。
- ※複数の免許状をお持ちの方は、一番新しく授与された免許状の有効期間に全ての免許状の有効期間が統一されます。
- ・各自の有効期間の満了日から遡って2年2か月前から2か月前の2年間で、免許状更新講習の受講期間及び免許状更新の手続き期間となります。この期間内に、大学等で開設される免許状更新講習を30時間(必修領域6時間以上、選択必修領域6時間以上、選択領域18時間以上、合わせて30時間以上)受講します。
- ・各講習ごとに実施される履修認定試験に合格すると、大学から本人へ、修了(履修)証明書が送付されます。
- ・各自で修了証明書(30時間分の履修証明書のセット)を免許管理者(勤務地のある都道府県教育委員会)に提出し、免許状を更新するための手続きをします。
- ・免許管理者から本人へ「有効期間更新証明書」が送付されたら、全ての手続きが完了です。
- ・「有効期間更新証明書」には、次の有効期間の満了日(10年後)が記載されていますので、大切に保管してください。

② 認定こども園で教諭以外の職（保育士や支援員等）でお勤めの方

・認定こども園で、園長や教諭以外の職（保育士や支援員、補助員、学校栄養職員、養護職員等）でお勤めの方は、幼稚園教諭免許状をお持ちであったとしても、免許状更新講習の受講義務はありません。

・旧免許状所持者が免許状更新講習を受講せずに、各自の修了確認期限の満了の日を経過したとしても免許状は失効しませんが、そのままでは教諭等として勤務することはできません（免許状は休眠状態となります）。免許状が休眠状態となった後に教諭等になる場合は、教諭等として採用される前に、免許状更新講習の受講と免許管理者（居住地のある都道府県教育委員会）への手続きを行う必要があります。

・新免許状所持者が免許状更新講習を受講せずに、各自の有効期間の満了の日を経過した場合、免許状は失効します。

免許状が失効した場合であっても、教員免許状授与のための所要資格を満たしていれば、免許状更新講習を受講し、教育委員会で手続きを行うことで、新しい免許状が再度授与されます。

・認定こども園で保育士として勤務する方、過去に教諭等で勤務した経験がある方、幼稚園等の採用内定を受けたり、非常勤講師登録を行った方等教諭として勤務することが見込まれる方については、免許状更新講習を受講することができます。

③ 認可保育所で保育士として勤務する方

- ・認可保育所で保育士としてお勤めの方は、幼稚園教諭免許状をお持ちであったとしても、免許状更新講習の受講義務はありません。
- ・旧免許状所持者が免許状更新講習を受講せずに、各自の修了確認期限の満了の日を経過したとしても免許状は失効しませんが、そのままでは教諭等として勤務することはできません(免許状は休眠状態となります)。免許状が休眠状態となった後に教諭等になる場合は、教諭等として採用される前に、免許状更新講習の受講と免許管理者(居住地のある都道府県教育委員会)への手続きを行う必要があります。
- ・新免許状所持者が免許状更新講習を受講せずに、各自の有効期間の満了の日を経過した場合、免許状は失効します。
免許状が失効した場合であっても、教員免許状授与のための所要資格を満たしていれば、免許状更新講習を受講し、教育委員会で手続きを行うことで、新しい免許状が再度授与されます。
- ・認可保育所で保育士として勤務する方、過去に教諭等で勤務した経験がある方、幼稚園等の採用内定を受けたり、非常勤講師登録を行った方等教諭として勤務することが見込まれる方については、免許状更新講習を受講することができます。

④ 幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設で保育士として勤務する方

- ・幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設で保育士としてお勤めの方は、幼稚園教諭免許状をお持ちであったとしても、免許状更新講習の受講義務はありません。
- ・旧免許状所持者が免許状更新講習を受講せずに、各自の修了確認期限の満了の日を経過したとしても免許状は失効しませんが、そのままでは教諭等として勤務することはできません(免許状は休眠状態となります)。免許状が休眠状態となった後に教諭等になる場合は、教諭等として採用される前に、免許状更新講習の受講と免許管理者(居住地のある都道府県教育委員会)への手続きを行う必要があります。
- ・新免許状所持者が免許状更新講習を受講せずに、各自の有効期間の満了の日を経過した場合、免許状は失効します。
免許状が失効した場合であっても、教員免許状授与のための所要資格を満たしていれば、免許状更新講習を受講し、教育委員会で手続きを行うことで、新しい免許状が再度授与されます。
- ・幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設で保育士として勤務する方、過去に教諭等で勤務した経験がある方、幼稚園等の採用内定を受けたり、非常勤講師登録を行った方等、教諭として勤務することが見込まれる方については、免許状更新講習を受講することができます

⑤ ④以外の認可外保育施設で保育士として勤務する方

・④以外の認可外保育所で保育士としてお勤めの方は、幼稚園教諭免許状をお持ちであったとしても、免許状更新講習の受講義務はありません。

・**旧免許状所持者**が免許状更新講習を受講せずに、各自の修了確認期限の満了の日を経過したとしても免許状は失効しませんが、そのままでは教諭等として勤務することはできません(免許状は休眠状態となります)。免許状が休眠状態となった後に教諭等になる場合は、教諭等として採用される前に、免許状更新講習の受講と免許管理者(居住地のある都道府県教育委員会)への手続きを行う必要があります。

・**新免許状所持者**が免許状更新講習を受講せずに、各自の有効期間の満了の日を経過した場合、免許状は失効します。

免許状が失効した場合であっても、教員免許状授与のための所要資格を満たしていれば、免許状更新講習を受講し、教育委員会で手続きを行うことで、新しい免許状が再度授与されます。

・過去に教諭等で勤務した経験がある方、幼稚園等の採用内定を受けたり、非常勤講師登録を行った方等教諭として勤務することが見込まれる方については、免許状更新講習を受講できますが、これらに該当しない場合は、免許状更新講習を受講することはできません。

講習の受講免除、修了確認期限の延期・有効期間の延長

※幼稚園、認定こども園(幼稚園型、幼保連携型)の園長・副園長等管理職の方は、免許状更新講習の受講義務がありますが、その職にあることをもって免許状更新講習の受講免除が可能です。各自の修了確認期限・有効期間の満了の日の2年2か月前から2か月前までの間に、免許管理者に対し申請を行ってください。

※幼稚園、認定こども園(幼稚園型、幼保連携型)で幼稚園教諭、保育教諭として勤務する方で、病休や育休、自然災害等やむを得ない事情がある場合は、修了確認期限を延期又は有効期間を延長することができます。各自の修了確認期限・有効期間の満了の日の2か月前までに、免許管理者に対し申請を行ってください。